

平成 26 年度 9 月議会の補正予算について

補正予算

一般会計

- ・ブランド力の向上を目指して、ふるさと納税制度を充実
- ・幼稚園再編計画に伴う園舎の整備及び児童増に対応する教室の整備

補正額 2 億 213 万円 補正後予算額 480 億 3,031 万円

特別会計

- ・多職種協働で、介護予防に資するケアマネジメントを支援する
「地域ケア会議」の開催等

介護保険事業特別会計
補正額 7,000 万円 補正後予算額 93 億 8,600 万円

補正予算の主な事業

- 1 全員参加型の市政に**
 - 1 消防団活動費（コミュニティ支援事業助成金）** **100 万円**
桑名方面団（15 消防団）
 - ・宝くじの売り上げを財源として非常備消防（消防団）の環境整備を行う。
- 2 命を守ることが最優先**
 - 1 生活困窮者自立支援事業** **561 万円**
 - ・三重県の生活困窮者自立促進支援モデル事業費等補助金を受けて、生活困窮者への就労支援など包括的な支援を行う。
 - 2 予防接種事業** **4,686 万円**
 - ・小児の水痘（水ぼうそう）と高齢者の肺炎球菌の予防接種が、26 年 10 月から定期接種になることから、ワクチン接種の経費を計上
 - 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業** **97 万円**
 - ・「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、多職種協働で介護予防に資するケアマネジメントを支援するための「地域ケア会議」を開催する等の経費
- 3 こどもを 3 人育てられるまち**
 - 1 放課後児童対策事業** **127 万円**
 - ・多度中小学区の学童保育所児童の増加を受けて、区内 2 箇所目の学童保育所の開設のための運営委託費を計上

- 2 就学前施設再編整備費** **172 万円**
 ・大山田地区の幼稚園再編のため、大山田北幼稚園舎の整備を行うための実施設計を行う。

- 3 学校給食管理運営費** **349 万円**
 ・多度地区の学校給食を委託炊飯に変更する。

4 桑名をまちごと「ブランド」に

- 1 ふるさと応援寄附推進事業費** **1,257 万円**
 ・ふるさと納税（寄附）に対する御礼の品を充実させ、市の特産品をPRしてブランド化の推進を図る。

決算の認定

一般会計及び各特別会計

- 一般会計の決算規模は、歳入・歳出とも前年度より増加
- *普通会計決算における 経常収支比率 ① は、前年度と比べて0.6ポイント上昇（97.8%）

水道事業会計

- ・営業損益、経常損益及び当年度純損益のいずれも黒字

下水道事業会計

- ・営業損益、経常損益及び当年度純損益のいずれも赤字

健全化判断比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく報告

*実質公債費比率 ②（3ヵ年平均）は、11.3%で、前年度と同じ

*将来負担比率 ③ は、97.6%で、前年度より17.9ポイント低下

健全化判断比率	25年度	24年度	増減	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	11.81
連結実質赤字比率	—	—	—	16.81
実質公債費比率	11.3	11.3	±0	25.0
将来負担比率	97.6	115.5	▲17.9	350.0

○ の解説は次ページ

財政指標の解説

①経常収支比率

地方自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、市税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

$$\text{経常収支比率 (\%)} = \frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源総額} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

②実質公債費比率

地方自治体の公債費（元利償還金）と、公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるもの（準元利償還金）を合わせた実質的な公債費相当額（特定財源や普通交付税が措置されるものを除く。）の、市税、普通交付税のように用途が特定されず毎年度経常的に収入される財源（標準財政規模）に占める割合で、過去3年間の平均値でみます。この比率が18%以上の団体は、地方債の発行に許可が必要となります。また、さらにこの数値が次の基準以上となった地方自治体は、財政健全化計画（または財政再生計画）をつくり、財政の健全化（または再生）を図らなければなりません。実質公債費比率の早期健全化基準数値は、25%（財政再生基準数値は35%）です。

$$\text{実質公債費比率 (\%)} = \frac{\text{元利償還金} + \text{準元利償還金} - \left(\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \right)}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

（過去3ヵ年平均）

③将来負担比率

地方自治体の一般会計の借金（地方債）や退職手当の支給見込額、地方公社・第3セクターに対する負担見込額などの合計（将来負担見込額）から基金残高などを差し引いたものを、標準財政規模を基本とする額で割って算出します。この比率が高いと、将来的に財政が圧迫される可能性が高くなります。そこで、この数値が基準以上となった地方自治体は、財政健全化計画をつくり、財政の健全化を図らなければなりません。市町村の将来負担比率の早期健全化基準は、350%と定められています。

$$\text{将来負担比率 (\%)} = \frac{\text{将来負担見込額} - \left(\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \right)}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$